

平成 30 年 12 月富津市教育委員会定例会議 会議録

1 会議の名称	富津市教育委員会定例会議
2 開催日時	平成 30 年 12 月 20 日 (木) 15 時 30 分から 17 時 15 分
3 開催場所	市役所 4 階 401 会議室
4 審議等事項	○付議議案 議案第 1 号 富津市いじめ防止基本方針の改定について 議案第 2 号 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 3 号 富津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 4 号 平成 30 年度富津市教育委員会被表彰者の決定について 議案第 5 号 部活動ガイドラインの策定について
5 出席者名	岡根教育長、坂部教育長職務代理者、榎本委員、小坂委員、池田委員、笹生教育部長、高梨教育部参事兼学校教育課長、重城教育総務課長、細谷学校教育課主幹、鈴木学校再配置推進室長、河野教育センター所長、當眞生涯学習課長、渡邊公民館長、刈込教育総務課長補佐、田仲教育総務課主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部非公開</span> ・ 非公開
7 非公開の理由	(理由)
8 傍聴人数	0 人 (定員 6 人)
9 所管課	教育部教育総務課庶務係 電話 0439-80-1340
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

発 言 者	発 言 内 容
岡根教育長	<p>こんにちは、2学期も明日が終業式となりました。子供たちにとって、受験生以外は楽しい冬休みを期待していることと思います。子供たちにとって実り多い2学期となったのではないかと思います。先ほど、お話ししましたが、金谷小学校で水疱瘡によって17日から今日まで学校閉鎖をしているという情報が入っています。寒さが厳しくなってきますので、委員の皆さんにおかれましても、風邪など引かぬよう十分気をつけていただきたいと思います。それでは、教育委員会議を開催します。本日は、議案5件 報告3件です。本日の会議録署名委員の指名ですが、坂部委員をお願いします。</p>
坂部委員	<p>はい。</p>
岡根教育長	<p>最初に、教育長報告を申し上げます。1ページをお開きください。1の千葉県スポーツ少年団剣道交流大会ですが、12月8日総合社会体育館で行われ、県内のスポーツ少年団の選手が一堂に会した大会で、開会式に市長と共に参加しました。かつては、予選会があったそうですが、少子化の影響もあり、県全体の大会となったそうです。約450名の参加がありました。2のマザー牧場杯争奪少年サッカー大会ですが、毎年この時期にマザー牧場のオートキャンプ場で開催されます。この大会も年々参加選手が少なくなっていますが、元気にボールを追いかける姿がみられました。この2件の取り組みで感じたことですが、子供たちの大きな教育の場になっており、多くの大人がかかわってくれていることに感謝したいと感じました。3の障害者総合支援協議会音楽交流会ですが、同協議会の皆さんがクリスマスプレゼントのように、年に1回音楽会を開催してくれます。楽しいひと時を来場された皆さんと過ごすことができました。最後に12月定例議会ですが、一般会計補正予算のうち、小中学校空調設備設置事業の繰越明許費、台風による修繕料、工事請負費、図書備品購入費、市体育施設指定管理料に係る債務負担行為補正につきましては、原案どおり可決いたしました。また、一般質問は2名の方から質問がありました。図書館施設についての経緯と現状認識について、</p>

<p><b>重城課長</b></p>	<p>また、就学援助制度の改善について、とりわけ制度の周知方法の改善について質問がありました。以上で教育長報告を終わります。ご質問ご意見がございましたか。無いようですので、各課報告をお願いします。始めに教育総務課、お願いします。</p> <p>はい。教育総務課から報告いたします。2ページをご覧ください。12月19日午前9時30分から10時まで、天羽中学校改築工事安全祈願祭が天羽中学校において実施されました。市長、教育長、学校長、地元関係者及び工事関係者が出席し、来年11月18日までの工事期間中の安全祈願をいたしました。以上でございます。</p>
<p><b>岡根教育長</b> <b>高梨参事</b></p>	<p>はい。ありがとうございます。続いて学校教育課、お願いします。</p> <p>はい。学校教育課から報告いたします。11月27日に峰上地区、28日に天神山地区で統合後のスクールバスの運行について意見交換会を実施しました。既に実施した他の地区と同様、教育委員会議でもご案内したスクールバスの運行案を基に意見交換を行いました。参加者はそれぞれ峰上地区16名、天神山地区9名でした。出された意見は今後、個別に検討してまいります。12月11日に第3回校長会議を401会議室で行いました。別添の机の上に置かせていただいた次第のとおり、空調設備の設置や補正予算、新春の体育行事やサービスの厳正、年度末の人事異動事務、学力向上の推進などについて各課から説明を行いました。12月14日に富津市校長会人事要望の会が開かれました。教育長と学校教育課長で対応いたしました。教職員の通勤や、家庭事情への考慮、校長の意見具申の尊重、教職員の増員、代替教職員いわゆる講師の確保などの要望が出されました。今後、人事異動の際に十分配慮するとともに、県教育委員会にも要望していきたいと考えています。資料にはありませんが、教育長からもお話があったとおり、金谷小学校で17日時点で全校25名中8名が水疱瘡に感染しており、学校医に確認の上、17日から20日まで学校閉鎖を実施しています。なお、現在、21日の終業式については平常どおり実施する予定です。以上でございます。</p>
<p><b>岡根教育長</b> <b>河野所長</b></p>	<p>はい。ありがとうございます。続いて教育センター、お願いします。</p> <p>はい。教育センターから報告いたします。11月27日、502会議室にお</p>

<p>岡根教育長 當眞課長</p>	<p>いて、自立支援指導員会議を行いました。指導にあたっている児童、生徒の2学期の状況並びに今後の指導について情報交換を行いました。12月3日、適応指導教室『さわやか教室』の校外学習を君津市笹方面で実施しました。濃溝の滝から秋元木工、道の駅ふれあいパーク・きみつまで散策してきました。当日は天候にも恵まれ、参加した生徒たちは楽しくハイキングに臨みました。12月4日、401会議室にて富津市学校関係行事調整委員会を開催しました。各団体から出席した代表者に、学校行事調整の基本方針を伝え、今後の基本的な調整の日程等について確認をしました。以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございました。続いて生涯学習課、お願いします。</p> <p>はい。生涯学習課から報告いたします。11月23日、志駒自由市場をスタート、ゴールとする第35回市民ハイキングが、教育委員会主催、富津市スポーツ推進員連絡協議会主管によって開催いたしました。当日は紅葉の中、71名が参加いたしました。約6kmのコースを自然観察をしながらウォーキングをし、折り返し地点の志駒地蔵堂の滝では、絞りたての牛乳が振る舞われ、ゴールでは、スポーツ推進員手作りの豚汁が振る舞われました。11月30日、鷹において富津市スポーツ・レクリエーション推進員連絡協議会会議が行われ、1月1日、市民ふれあい公園で開催される市元旦マラソン大会の審判員の選出、来年度のウォークラリーコースの検討など、新年度の事業計画案について協議を行いました。また、11月教育委員会定例会議にて承認いただいた2名の方の委嘱状交付式も行いました。12月1日、飯野コミュニティセンターにおいて富津市子供会、育成連合協議会主催の第31回育成大会が開催されました。小学生約150名、保護者、来賓など約200名の参加があり、ストラックアウト、輪投げ、ビンゴ大会や餅つきなどを体験しながらお雑煮を食べて、初冬の日を楽しみました。12月2日、いち川会議室において富津市スポーツ推進員会議が行われ、1月1日に富津、大佐和、天羽各地区で開催される『元旦歩こう大会』の実施概要などについて、事務局から説明を行った後、地区ごとに分かれ当日の準備等について協議を行いました。12月14日、503会議室において、千葉県民マラソン</p>
-----------------------	---

<p>岡根教育長 渡邊館長</p>	<p>大会第2回運営委員会会議が行われ、3月3日に開催されるマラソン大会の進捗状況について千葉日報社から説明を行った後、質疑及び確認等について協議を行いました。以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございました。最後に公民館、お願いします。</p> <p>はい。公民館から報告いたします。12月6日、中央公民館にて『富津市民文化祭2018第2回実行委員会役員会・正副部門長会議』を開催いたしました。議題として、開催結果及び収支決算について報告し、承認をいただきました。今年度の参観者数は14,271人であり、前年度よりも4,003人減少しております。要因としましては、今年度は市民会館が展示のみであったこと、開催期間を1日短縮したことが大きな理由です。このほか、各会場で協力いただいた参観者からのアンケート結果及び各役員からの意見・反省点などを出していただきました。これらの意見や感想につきましては、次年度の開催に向けて、参考にしたいと考えております。なお、参観者数及び出演・出展者数等とアンケート結果集計表を机上に置かせていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。次に、12月18日、市民会館にて市民文化事業『ふつつ学びの門』実行委員会を開催しました。チケットの販売状況や、当日の準備作業の確認などを行いました。18日現在の販売状況は、大人659枚、子供3枚、全体で662枚です。開催期間は、年明けの1月20日13時30分開演となっております。委員の皆様も是非、ご参加くださいますよう、お願いいたします。以上でございます。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。ありがとうございました。各課報告の中でご質問・ご意見等がございますか。無いようですので、次に付議議案に入ります。議案第1号富津市いじめ防止基本方針の改定について、説明をお願いします。</p>
<p>河野所長</p>	<p>はい。それでは、議案第1号、富津市いじめ防止基本方針の改定について、説明いたします。3ページをご覧ください。本議案は、富津市教育委員会行政組織規則第5条第1号、教育行政の運営に関する基本方針を定めることに基づき、富津市いじめ防止基本方針を改定し富津市の児童・生徒が互いに認め合い安心して生活できる環境作りを図ろうとするものです。富津市では、富津市いじめ防止基本方針に基づいて、心豊か</p>

でたくましい児童・生徒の育成を目指し、いじめ防止基本方針を制定しており、各学校のいじめ防止基本方針と連携して児童・生徒が安心して生活できる環境作りに取り組んでいるところです。今回、相談機関の電話番号の変更があった事を受け、全体の見直しを行ったところ次の点について改定を行うこととしました。改定する箇所は、『いじめの情報共有について』『いじめ相談、通報窓口の周知について』『重大事態への対処について』『調査主体の決定について』『市長による再調査の組織について』です。4ページの新旧対照表についてご覧ください。1（3）いじめの情報共有について、『職員個々で抱えることなく、必ず学校全体で情報共有を図る。』としました。2いじめ相談、通報窓口について、『いじめ相談メール』の追加と『24時間SOSダイヤル』の電話番号の訂正をしました。3重大事態への対処について、1（2）の報告に示していた概略図について、調査や報告の流れが明確になるように15ページにある別紙2として新たに作成し、中段報告についての図を削除いたしました。5ページをご覧ください。2（2）調査主体の決定について、『学校や教育委員会の調査主体に第三者を加える体制とする。また、必要に応じて第三者のみで構成する調査組織とする。』としました。3市長による再調査の組織について、『附属機関を設けて再調査を行う。』を『利害関係を有しない専門的知識及び経験を有する第三者で構成する、「富津市いじめ問題調査委員会（仮）」を設けて再調査を行う。委員会設置要項は、富津市教育委員会が別に定める。』に改定しました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

岡根教育長  
小坂委員

説明が終わりました。何かご質問はございませんか。はい。小坂委員。はい。先ほど触れられていましたが、今回、この改定をここで出した理由を聞かせてください。

河野所長

はい。6月議会の時に藤川議員から『いじめ防止基本方針』に掲載してある番号に掛けたところ通じなかったというお話があり、調べたところ、これを作った当時の電話番号と違っていることが分かりました。それを改定する事とし、全体を見直していったところ、いじめ重大事態の対処等があまり明確になっていなかったもので、そこも改定していくこと

<p>小坂委員</p>	<p>になり、今回の改定となりました。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。分かりました。</p> <p>いじめが関係すると思われる内容の中で、疑いがあるって命を落としたり、長期の欠席をするようなものが、いじめが原因だという可能性の有無も含めて、重大な事態に陥った時には、第三者の調査を求めたいというものが国のガイドラインにあります。学校や教育委員会が調査をするだけではなく、第三者の意見を聞いてみる必要があると考え、先ほどの説明でも触れていましたが、最初の調査の段階で重大事態だと思ったときには、第三者の方に入ってもらえるような組織を作ろうと、そのための予算を来年度から計上できるように動いています。何人でもないですが、今考えているのは、大学の先生や警察のOB、カウンセラーといった方々を視野に入れています。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>はい。よく分かりました。良いことだと思います。来年から予算がつくわけですね。</p>
<p>岡根教育長</p> <p>小坂委員</p>	<p>まだ、来年度の予算要求をしているところで、決定はしていません。</p> <p>分かりました。いじめ防止のための対策の基本的な考え方ということで、8、9ページを見ていただきたいと思います。3番の『いじめの防止に関する基本的な考え方』の中に（1）から（7）までありますが、ここに一つ加えていただきたい項目があります。9ページ（7）に『いじめの「解消」の定義』がありますが、その前に『いじめ認定における留意点』というものをに入れていただきたいと思います。『いじめ認定における留意点』で①『いじめを認定する場合は、十分な資料を集めた上で、慎重に調査をして、事実に基づき公正な校長（教育委員会）の判断で決定する。』②『当該行為の対象となった児童等の本人が心身の苦痛を感じているものをいじめと認定する。』これを是非入れていただきたいと思いますので提案します。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>ありがとうございました。このことについて何かご意見、ご質問はありますか。はい、教育センター所長。</p>
<p>河野所長</p>	<p>はい。小坂委員の提案について、教育センターとしての見解を述べさせていただきます。まず、①の『いじめと認定する場合は、十</p>

分な資料を集めた上で、慎重に調査をして、事実に基づき公正な校長(教育委員会)の判断で決定する。』につきまして、平成29年3月に改定された国の『いじめ防止等のための基本的な方針』の中に、『ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。』と明記されています。いわゆる積極的な認知についてです。また、『千葉県いじめ防止基本方針』には、『児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。』と定められています。また、『いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、法第22条学校におけるいじめ防止等の対策のための組織(以下、学校いじめ対策組織という)を活用して行う。』とあります。従って、今提案された部分ですが、もちろんいじめを認知する場合には、十分な調査が必要だと思うのですが、いじめを認定する場合は、十分な資料を集めた上で、慎重に調査をするとすると、国または県が示している積極的ないじめの認知を妨げかねない可能性があるかと、教育センターでは考えます。色々と十分な資料を集めて慎重な調査をやるよりも、今は、冷やかしかからかい等軽微なものでも認知をして積極的に対応策を取っていくと、それが早期発見、早期解決につながるという意味合いから認知を行っています。そのため、そのような文言が記載されることによってそれを妨げかねない可能性があります。また、認知について校長、教育委員会の判断で決定するとありますが、認知については学校いじめ対策組織において行うと示されていますので、校長や教育委員会で決定するとしてしまうと、不具合が生じてしまうのではないかと思うため、教育センターとしては、この文言を追加することはふさわしくないのではないかと考えております。

小坂委員

現在いじめと認定するのは、学校いじめ対策組織が決めているということですか。

河野所長

そうです。それぞれの学校に組織がありますが、そこで認知を下さい

	とあります。
小坂委員	対策組織では、誰が認定をしていますか。
河野所長	学校によって、それぞれ組織が定められています。
小坂委員	学校によって違うのですか。
河野所長	メンバーを誰にしなければならないと言った方針は明記されていません。
小坂委員	そうすると、校長が決定していたというわけではないのですか。
河野所長	校長が独断で決定したケースはないと思います。
小坂委員	そうですか。
岡根教育長	基本的に学校いじめ対策組織を設置する義務があります。いじめというものは、当該行為の対象となる児童生徒の心身の苦痛を言っているもので、それがあればいじめであると。そこからスタートしていじめ防止のための対策会議が開かれる流れになっているので、認知そのものは本人が訴えたときに、それが狂言かどうか判断するだけで、いじめ防止対策会議の中に入れて確認をしていこうという動きになっています。
小坂委員	2番の方に、当該行為の対象となった児童生徒の本人が心身の苦痛を感じているものをいじめと認定するとありますが、例えば、本人ではなく親などが『苦痛を子供が訴えている。』と言ってきた場合でも、いじめと認定してしまうと、誤認にもなりかねないと思います。それを防ぐために『いじめ認定における留意点』を出させていただきました。確かに、いじめの定義で無視もいじめ、ふざけもいじめ、からかいもいじめ、本人がいじめと感じていれば、それはいじめだとなっています。しかし、それが本人ではなく、保護者が訴えるものを、いじめととらえて認定するのでは、これは重大な問題が起こると思います。それを防ぐためには、この基本的な考え方だけでは心配なので、提案をさせていただきました。こちら難しいですか。
河野所長	はい。小坂委員が仰ったように、いじめの定義の中に『本人が心身の苦痛を感じているもの』と明記されていますので、教育センターとしては、提案いただいた文言を入れることは難しいと考えています。例えば本人が否定をする場合もあり得ます。いじめの認知に関しては色々な状況を

<p>小坂委員</p>	<p>鑑みて、いじめに相当すると判断した場合には、積極的に認知をしていくと示されています。本人が言わないといじめと認知出来なくなってしまうと、県等と食い違いが生じてしまいます。あくまで、保護者が言っているから認めるということでは全く無くて、状況をしっかりと見た上で判断していきます。</p> <p>その状況をはっきりと見るための文言を盛り込んでもらいたいのですが。</p>
<p>河野所長</p>	<p>本人が言った場合に限らない状況があります。本人は何も言わないが、明らかにいじめに相当するだろうとなれば、見逃さないで積極的にいじめと認定して対応していかなければなりません。いじめのとらえ方ですが、昔はものすごく大きなものととらえがちでしたが、今はいじめによって自殺していくような事案が増えて、手遅れになってしまう前に積極的に認知をしていきます。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>十分に承知しています。自殺するケースが増えている事態があって、国からいじめの定義ということで出されているので、よく分かっていますが、いじめの定義のとおりにはやっていて、例えば誤認が無いとは言い切れないと思いますが、大丈夫なのでしょうか。</p>
<p>河野所長</p>	<p>絶対に誤認が無いとは言い切れないかもしれませんが、それは国の定義にしても、県の定義にしても同じだと思います。いじめを積極的に認知していこうという動きがありますので、それを妨げるような文言は、載せていくことは難しいかなと考えます。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>それでは、他の委員の方の意見も聞きたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
<p>榎本委員</p>	<p>今、河野所長も仰ったように、昔はいじめというと本当に一握りの悪質なものと思っていたのですが、もしかしたら、今はいじめというのは、本当に小さなアクシデントも大雑把に括ると入ってしまうものが定義になるのかと思いました。</p>
<p>坂部委員</p>	<p>いじめだと認知する定義が必要かもしれませんが、状況によっては、子供同士のふざけで、いじめでは無いんじゃないかということ、確実に教職員が見抜いて欲しい時もあると思います。ちょっとふざけただけで</p>

<p>池田委員</p>	<p>怪我をして、じゃあ、これはいじめだと判断してしまうと、今度はそれが間違ったものになるのではないかと思います。定義は必要かもしれませんが、それ以外にもちゃんと、これはいじめでは無いというものがあると思います。確実に長い間ふざけ合いが続いている。でも、お互いにふざけている事を承知しながら、ちょっと怪我をしたら、それはいじめだとなってしまう場合、それはどうなのかなと思います。</p> <p>冒頭に出ました学校いじめ対策組織の設置が義務づけられているのですが、果たして実際の教育現場において、これが機能しているのか、分からないところではあります。学校長がこういった組織のトップに立っているケースがほとんどかと思いますが、そこでいじめの議論も対策組織の中で実際にされているのでしょうか。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>認定の議論をするのかという事ですが、教育センター所長お願いします。</p>
<p>河野所長</p>	<p>はい。基本的にはそこで議論をしていくことになっています。先ほど榎本委員が仰っていましたが、昔は陰湿なものだったと思いますが、今は些細なものも認知をして対応していきなさいと。それで未然に防いでいきなさい、早期発見、早期解決していきなさいというものが方針ですので、いじめと認定してしまったら、ものすごいものだといったニュアンスではないと思います。基本的には、いじめは本人が苦痛を感じたものについては、認知をして、積極的に対応していきなさいとの事ですので、例えば先ほども申し上げましたが、児童生徒の行為がいじめを意図して行ったものではなく、また1回のみで、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要があると書かれています。本当に1回のみでやってしまったとしても、まず認知をして、その背景等も探って、その結果、根深いものも全く無く偶発的なものであったとすれば、解決も早いでしょうし、実は掘り下げてみたら、前からこういったものがあつたことの発見となると。積極的に情報を吸い上げて、対応をしていってくださいという方針です。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>その方針もわかりますけれども、結局それは、本人が心身の苦痛を感じ</p>

	<p>ているものですよね。</p>
河野所長	<p>基本的には、本人が感じたらまずいじめです。</p>
小坂委員	<p>本人が感じたものでなければ、大変なことになりませんか。</p>
坂部委員	<p>1点よろしいでしょうか。</p>
岡根教育長	<p>はい。坂部委員。</p>
坂部委員	<p>今、小坂委員が仰った事は良く分かります。いじめの定義自体に当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義付けをされていますよね。</p>
小坂委員	<p>定義付けはされているのですが、これがそのまま立証されていない場合に、いじめの誤認があっては大変だと思うので、あえてここで出させていただきました。</p>
岡根教育長	<p>先ほどから教育センター所長が言っていますが、やはりいじめという言葉の意味が非常に重大なインパクトのあるものですよね。今、国では、いじめはどここの学校でも、どの状況でも起こりうるもので、それに対して重大な事案にならないように、未然に防ぐ対策が求められているという所から、いじめの防止法案が作られてきている。そういう中で、今、小坂委員が心配しているのは、例えば、他の人が、これはいじめだと大騒ぎをして、トラブルになることは、あってはならないとお話をされているのではと思いますが、いじめ防止の基本的な考え方は、重大事案を起こさないように、些細な事であっても見つけて、速やかに対処しましょうというものですので、確かに誤認や違った要因で騒ぎになる可能性もあるかもしれませんが、基本的な考え方からすると、まず訴えがあればそれを認めて、そこからスタートしましょうと。そして、未然に防ぐための対策を万全に期していきましょう。というのがこの方針の有り様で、教育センターとすれば先ほど言ったような発想でやるべきものだと。ただ、小坂委員が心配されるように全く違う要因が働いてトラブルが起こることもあり得るだろうと。その点は基本方針に入れなくて良いのかということですね。</p>
小坂委員	<p>そのとおりです。</p>
河野所長	<p>仰っていることは非常に良く分かります。そういった事を防ぐためにと</p>

	<p>言われますが、それを入れてしまうと、それが無いと認知出来ないとなってしまうので、やはりその文言を入れることは出来ないと言います。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>もし、それを本人が何もいじめと感じていないのに、他の者が『これはいじめだ。自殺する恐れがある。』と言ってきた場合でも、それを鵜呑みにするのですか。</p>
<p>河野所長</p>	<p>それは、鵜呑みにする事はないと思います。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>学校内で説明会等をする、先ほど坂部委員が仰ったように昔の陰湿ないじめを連想される方が多く、『ちょっとした事でもいじめです。』と言うと、『どこにでもあるじゃないか。』と。どこにでもあるのですが、それが重大な事案になったり、その子がものすごく悩んでしまったりして、大きな事故にならないようにどう対応するかがスタートラインの方針なので、それが誤認なのかという所は、その次の対応になるのかと思います。基本的にはスタートラインは、ちょっとした事でも見て行きなさいということが国の方針になっていることは事実だと思います。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>それは結構だと思います。それでは、どこに文言を入れたら良いですか。3の重大事態の中でしょうか。私はどこかに入れていただきたいと思えます。</p>
<p>河野所長</p>	<p>先ほどから申し上げているように、『本人が心身の苦痛を感じているもの』と限定することが出来ません。周りの状況を鑑みて、被害性に注目して認知していくことが出来なくなってしまいます。その文言を入れることは出来ないと言います。県の方針にも、国の方針にも、そのような文言は入っていません。</p>
<p>高梨参事</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。学校教育課長。</p>
<p>高梨参事</p>	<p>いじめという言葉は、文科省が以前は『継続的に集団が一人をずっと』と言っていました。あの頃は、いじめという行為自体が大変な罪悪を持っていましたが、心身の苦痛を感じた時点でいじめだと定義してから、件数も一気に増えて、どこにでもあるものになりました。そこで問題となったのが、ここでも15ページのフローチャートにあります、重大</p>

<p>小坂委員</p>	<p>事態なのかということです。要するに、ちょっと嫌な思いをしたら、それがいじめだと。いじめの件数も増えてたくさんのいじめがあると、いじめの言葉の持つ重さが変わってきています。それと、重大事態として認定するかどうかは、また別の話になってしまうので、そこが混同してしまっています。いじめと認定するのか、重大事態として認定するのかは違うので、その辺りを整理して、論議していただくと助かると思います。それでは、重大事態への対処ということで入れていただきたいと思います。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>12 ページの中ということですね。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>はい。そうです。</p>
<p>河野所長</p>	<p>考える余地はあると思いますが、この文言のとおりに入れてしまうと、『まず認定する場合には、十分な資料を集めた上で、慎重に調査をして、事実に基づき』とありますが、重大事態の場合には、児童生徒が自殺を企図する場合や、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等ということが示されています。そのような場合は当然、十分な調査をして重大事態かを判定していくと思いますが、『公正な校長・教育委員会の判断で決定』は、教育委員会はその判断の中には入っていかないの、学校いじめ対策組織の中で調査をして決定していくと思います。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>わかりました。それでは、この文言を直していただきたいと思います。ただ、『いじめ認定における留意点』は、どこかに入れていただきたいと思います。例えば、『いじめと認定する場合は、十分な資料を集め』の部分はカットしていただいても良いですが、『慎重に調査をして』の部分は、あって然るべきだと思います。『慎重に調査をして、事実に基づき、学校いじめ対策組織（校長）の公正な判断で決定する。』という文章ではどうでしょうか。</p>
<p>河野所長</p>	<p>その点については、持ち帰らせていただいて、検討させていただくことでよろしいでしょうか。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>結構です。ただ、『いじめ認定における留意点』だけは、どこかに入れていただきたいと思います。</p>

河野所長	先ほど申し上げたように『児童生徒の本人が』の部分は入れられないと思いますので、ご了承をお願いします。
小坂委員	それは、いじめの定義の中にあるものを、しっかりと読み取っていただいて、判断していただくように十分に各学校に周知をしていただきたいと思います。
岡根教育長	それでは、教育センター所長も持ち帰らせていただきたいと思いますということで、次回までに論議をして、保留とすることで良いでしょうか。
小坂委員	よろしくをお願いします。
岡根教育長	他の委員の方もよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
岡根教育長	では、第1号議案については、採決をいたしません。続いて議案第2号に移ってよろしいでしょうか。
池田委員	1点確認をしてよろしいでしょうか。いじめ防止基本方針のⅢ、重大事態への対処の(2)調査主体の決定について伺います。調査の主体が学校か教育委員会かを市の教育委員会が決定するとあります。ここで言う市の教育委員会というのは、例えば臨時教育委員会や教育委員会協議会を開催して決定されるのでしょうか。それとも部局内協議の上で決定するのかを確認させてください。
岡根教育長	基本的には、これは後者だと思います。事務局の私の方で結論を出して、ご報告をするという形をとりたいと思います。
池田委員	はい。緊急を要する事態で会議の開催の調整に時間をかけてはいけなんでしょうから、そうしていただきたいと思います。ただ、報告は速やかにお願い出来ればと思います。
岡根教育長	はい。他にございませんか。無いようですので、続いて議案第2号富津市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。
當眞課長	はい。議案第2号について、ご説明申し上げます。16ページをご覧ください。本議案は昨年11月の教育委員会定例会において了承され、昨年12月議会にて可決されました『富津市体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について』を踏まえ、『富津市

体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について』制定するものです。提案理由についてご説明申し上げます。体育施設について利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度の導入を行うため、規則の一部を改正するものです。現在、体育施設の管理は直接指定により指定管理者を選定していますが、市民サービスの向上を図るため平成31年度からについては、公募によって募りました。指定管理者が魅力ある施設運営を行う事で、結果として利用者の増加が図られた分だけ、利用料金を自らの収入とすることが出来、それに伴う業務範囲の見直しを達成するものです。それでは、具体的な改正内容につきまして新旧対照表に基づいてご説明いたします。

21 ページをご覧ください。第2条の見出し中『使用』を『利用』に改め、同条中第1項『条例第9条第1項の許可を受けようとする者』を『体育施設を利用しようとする者（以下「体育施設利用者」という。）』に、『富津市体育施設使用許可申請書』を『富津市体育施設利用許可申請書』に改め、同条第2項中、『使用』を『利用』に『及び』を『又は』に改めるものです。なお、これ以降の条項で、『使用』を『利用』、『使用料』を『利用料金』、『使用許可』を『利用許可』とする文言の説明は省略させていただきます。第2条の2の見出しを『予約の申込み』に改め、同条第1項中『前条第1項に規定する許可を受けようとする者』を『体育施設利用者』に、『同項』を『前条第1項』に、『富津市体育施設使用許可申請書』を『申請書』に、『を予約しなければならない』を『について、予約の申込みをするものとする』に改め、同条第2項及び第3項の『予約』の次に『の申込み』を加えます。続きまして22ページをご覧ください。第3条の『使用許可書』を『利用許可書』に改めます。第4条見出しの『使用許可』を『利用』に改め、同条第1項中、『の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）』を『利用者』に、『使用する日』を『利用の』に、『富津市体育施設使用（変更・取消し）申請書』を『富津市体育施設利用（変更・取消し）申請書』に改め、同条第2項中、『富津市体育施設使用（変更・取消し）許可書』を『富津市体育施設利用（変更・取消し）許可書』に改めます。第5条の『富津市体育施

設使用（不許可・取消し・停止）通知書』を『富津市体育施設利用（不許可・取消し・停止）通知書』に改めます。第6条第1項中、『富津市体育施設使用料減免申請書』を『富津市体育施設利用料金減免申請書』に、『教育委員会』を『指定管理者』に改め、同条第2項『教育委員会』を『指定管理者』に、『を承認又は不承認したときは、当該』を『があったときは、承認するかどうかを決定し、』に、『富津市体育施設使用料減免（承認・不承認）通知書』を『富津市体育施設利用料金減免（承認・不承認）通知書』に改めます。23 ページをご覧ください。第7条第1項第2号中、『体育館については、前号に掲げるもののほか、第4条第1項』を『第4条第1項』に改め、同条第2項中、『富津市体育施設使用料還付請求書』を『富津市体育施設利用料金還付請求書』に改め、『書面』の次に『その他市長が必要と認める書類』を加え、『教育委員会』を『指定管理者』に改めます。第8条の見出し中、『設備』の次に『の設置』を加え、同条第1項中、『設備を』の次に『設置』を加え、『富津市体育施設特別設備等承認申請書』を『富津市体育施設特別設備設置等承認申請書』に改め、同条第2項中、『特別の設備等の承認又は不承認したときは、当該』を『申請書の提出があったときは、承認するかどうかを決定し、』に、『富津市体育施設特別設備等（承認・不承認）通知書』を『富津市体育施設特別設備設置等（承認・不承認）通知書』に改めます。第10条の見出し中『等』を削り、同条中『使用者は、関係職員又は指定管理者』を『体育施設利用者は、教育委員会等の関係職員』に改めます。第12条を第13条とし、第11条の次に、1条を加えます。第12条読替規定で、この規定は教育委員会が富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第14条に該当するとき、その他やむを得ない理由により指定管理者による管理が困難であると認められるときは、自ら体育施設の管理をする場合の読替規定でございます。別記第1号様式から、別記第10号様式までを25ページから34ページのものとし、次に20ページをご覧ください。改正附則第1の規定につきましては、規則の施行日を平成31年4月1日からとするものであります。附則2の規定につきましては、改正前の規則の規定により使用

<p>岡根教育長</p>	<p>された様式につきましては、改正後の規則の規定による様式と見なす経過措置でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。議案第2号について、ご意見ご質問はございますか。いわゆる使用料だと、料金にならないので利用料金にするということで規定を変えていきます。もしも、それが出来ない場合なら読替規定で使用料と読み替えますよと、指定管理者がいない場合にはそのようにしますということが、大まかな意図だと思います。これによって指定管理者の管理意欲が利用料金を自分たちの収入として得られるとなれば、さらにサービスも充実するのではないかと見越してのものになります。よろしいでしょうか。それでは、議案第2号について承認される方は、挙手をお願いします。挙手全員ですので、議案第2号は承認されました。続いて議案第3号富津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。</p>
<p>河野所長</p>	<p>はい。それでは、議案第3号についてご説明いたします。35ページをご覧ください。議案第3号は富津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について、富津市教育委員会行政組織規則第5条第2号により議決を求めるものです。本議案は、富津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する事により、適応指導教室に通級できる児童・生徒を、富津市立の小中学校だけでなく、私立の小中学校に在籍する富津市在住の児童生徒も対象とするためのものです。改正時点の主なものについて説明いたします。39ページの新旧対照表をご覧ください。現行規則の第1条と第2条（1）について、富津市在住又は富津市立小中学校在籍の児童生徒を対象とするように改めます。また、『原籍校』を『在籍校』に改めます。以下、『原籍校』は全て『在籍校』とさせていただきます。40ページをご覧ください。現行第9条にある指導日を富津中央公民館の休館日に合わせ、月曜日から金曜日ではなく、火曜日から金曜日としました。この制度が出来たときは、月曜日の休館日も中央公民館に日直が来ており指導する事が可能であったため、月曜日も入っていたのですが、現在は完全な休館となって</p>

	<p>おりまして、公民館が使えないため事実上火曜日から金曜日となっていましたので、そのように改めさせていただきたいと思います。また、休館日の月曜日も自然観察学習等で必要と認めた日時には指導を実施出来るように改めました。41 ページをご覧ください。現行規則第 13 条にある出席日数について、富津市立小中学校に在籍する児童生徒については現行どおり出席日数と見なし、富津市在住で私立小中学校在籍の児童生徒については、在籍校の校長が判断するものとします。なお、この規則は公布の日から施行し適用します。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。議案第 3 号につきまして、ご意見・ご質問はございますか。</p> <p>やはり、保護者の方が私立の学校に行っているが不登校気味になってしまったので、適応指導教室みたいなものはあるのかと言われてまして、同じ市民ですので、公立の小中学校はあるけど、私立は駄目ですというのは不合理だろうと。県下の状況を見ますと、そういったものを取り払って受け入れる規則になっている所もありますので、それが自然体なのかなということで、私立でもその学校の校長が良いですよと言われてもらえば、適応指導教室も開いているので構いませんと。私立でない場合には、適応指導教室に来れば出席日数としてカウントするのですが、それは私立の校長の判断で構わないと思います。受け皿を広げるといことで規則改正を行っています。ご質問はよろしいでしょうか。無いようですので、議案第 3 号について承認される方は、挙手をお願いします。挙手全員ですので、議案第 3 号は承認されました。</p> <p>次の議案第 4 号は、富津市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項第 3 号、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項に関する案件ですので、非公開とすべきと考えますがいかがでしょうか。非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成ですので、議案第 4 号の審議は非公開で行う事に決まりました。それでは、議案第 4 号平成 30 年度富津市教育委員会被表彰者の決定について説明をお願いします。</p>
<p>重城課長</p>	<p>はい。それでは、議案第 4 号についてご説明いたします。50 ページを</p>

	<p>ご覧ください。平成 30 年度富津市教育委員会被表彰者の決定につきまして、別紙の候補者を決定する事につきまして議決を求めます。具体的な内申名簿につきましては 51 ページから 53 ページまでに記載のものとなります。そのうち体育功労表彰の基準につきましては、富津市教育委員会表彰規程第 2 条第 2 号に該当します。これは具体的には、各種大会におきまして県大会では 1 位、関東大会では 3 位以上であった者の一覧表になります。No 1 川本蒼大、千葉県空手道選手権大会小学校 1 年生組手の部、形の部優勝、ほか 53 ページまでに記載されている 23 名が該当します。次に 53 ページをご覧ください。善行表彰は基準といたしまして、30 万円以上 50 万円未満の寄附を年度中にした者が該当となります。本年度につきましては記載の千葉銀行 1 社となります。以上の候補者となりますが、議決いただいた場合には、来年の 2 月 1 日に表彰式を執り行う予定です。以上で説明を終わります。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>ありがとうございます。この件につきまして、ご意見・ご質問はございますか。無いようですので、議案第 4 号について承認される方は、挙手をお願いします。挙手全員ですので、議案第 4 号は承認されました。ここで非公開を解きます。続いて議案第 5 号部活動ガイドラインの策定について、説明をお願いします。</p>
<p>河野所長</p>	<p>はい。議案第 5 号部活動ガイドラインの策定について説明いたします。54 ページをご覧ください。本議案は富津市教育委員会行政組織規則第 5 条第 21 号に基づき、部活動ガイドラインを策定するものです。今回、国の『運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン』の策定を受け、千葉県が『安全で充実した運動部活動のためのガイドライン』を改定しました。そのことを受けて君津地方 4 市で足並みを揃えるべく、策定のための検討会議を重ねました。検討委員は 4 市教育委員会学校教育課長、君津地方小学校長会長、中学校長会長、小中体連木更津袖ヶ浦支部長、小中体連君津支部長、千教組君津支部長、富津市教育センター所長、4 市教育委員会体育担当指導主事です。61 ページ、62 ページをご覧ください。そこに活動時間や休養日の設定について示されています。主なものとして、適正な活動時間は長くとも平日の練</p>

	<p>習時間は2時間程度とし、土曜日、日曜日を含む休業日及び長期休業中は3時間程度とすること。また、休養日として平日に1日以上、週末に1日以上の少なくとも週2日以上の休養日を設けることとする、等が挙げられます。部活動は、児童生徒がスポーツや芸術文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を送るためのものですが、現在、教員の多忙化の要因として、部活動のあり方が検討されています。このガイドラインが業務改善の一助となり、児童生徒と向き合う時間の確保や教材研究、そして日々の顧問教諭の部活動を含む教育活動の充実に結びつけられ、また、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることが出来るようになればと考えています。以上で説明を終わります。</p>
<p><b>岡根教育長</b></p>	<p>ありがとうございました。議案第5号についてご意見・ご質問はございませんか。先ほど、教育センター所長から働き方改革のお話があったので、教員多忙化の要因の中に部活動が入っているという事なのですが、この部活動ガイドラインは、基本的に中学生にとって適切な運動の時間数は、この位で収めておく必要があるだろうというのが中心です。おそらく毎日2時間以上の部活動をやって勤務をしていると、働き方改革には触れてしまうであろう労働時間になる可能性はありますけど、児童生徒の健全な体育活動や文化活動としては、この時間数を基本的には守りましょうという事でもらっています。坂部委員、何かございますか。</p>
<p><b>坂部委員</b></p>	<p>はい。ちょっと休日の部活動時間が少ないかなと思いますけど、中には部活動の顧問をやるために教員になった先生がいると思います。過度な練習時間があつた場合の処置はどうなりますか。</p>
<p><b>河野所長</b></p>	<p>はい。本ガイドラインで、破った場合の処置等については明記はされておられません。基本的には働き方改革もありますし、なるべく守っていただくように努力していただく事を周知していきたいです。今回の4市の会議では、市の教育委員会だけではなく、校長会と小中体連の支部長さんにも来ていただいて、体育活動を行っている人たちも含めて確認をしましょうと。基本的にはこれを守らせるように努力</p>

	<p>しましうと確認をしていますので、少し時間を置いて様子を見たいと思います。</p>
坂部委員	<p>では、生徒たちにも時間を報告するのでしょうか。</p>
河野所長	<p>はい。</p>
岡根教育長	<p>他にございますか。はい。榎本委員。</p>
榎本委員	<p>はい。中学校の運動部などは先生方の超過勤務の問題もあって、また暑さ対策、本当に厳しい状況にあると思います。また、生徒数の減少によって団体競技が学校によっては中々組めない問題もあると思いますが、子供たちがスポーツをする機会を失わないようにもして欲しいと思っています。58 ページの保護者や関係団体との連携を図りながら部活動を活性化するとありますが、具体的には外部から指導者などをお願いする形をとるという事でしょうか。</p>
河野所長	<p>確かに、外部指導者といったものを積極的に活用していくようにという事も推進されております。ただ、本市としては予算が取れておりませんが、部活動指導員制度を市として行っていくことはまだ出来ませんが、練習時間も短くなっていますし、保護者の方等と連携を取りながら、より充実させていく意味で活性化を図っていきます。</p>
榎本委員	<p>はい。分かりました。</p>
岡根教育長	<p>他にございませんか。無いようですので、議案第5号について承認される方は、挙手をお願いします。挙手全員ですので、議案第5号は承認されました。次に報告事項に入ります。報告第1号富津市学校再配置計画に係る3統合小中学校の「校章」について、説明をお願いします。</p>
鈴木室長	<p>はい。報告第1号富津市学校再配置計画に係る3統合小中学校の「校章」についてご説明いたします。富津市教育委員会では、富津市学校再配置計画に係る3統合小中学校の学校再配置個別計画検討協議会代表部会から、それぞれ校章について選定を行ったとの報告を受けたことから、報告をさせていただきます。平成29年6月の学校再配置計画の策定、平成30年6月の校名に係る条例変更を受け、関係学校ごとに地区代表区長、PTA役員各3名、各学校長により学校再配置個別計</p>







坂部委員	などから出ているものはあります。
高梨参事	例えば、モンスターペアレントだとなった時の対応に関しては、そのときの教頭等が判断されるのですか。
坂部委員	はい。事案によって、生徒の事であれば教育センターに、教員、学校運営の事であれば学校教育課で受けております。
高梨参事	今までそのような事案というのは、あったのですか。
小坂委員	私たちの方で、市民の方をモンスターと言うことは絶対にありませんが、ご理解いただくまでに時間の掛かる対応はございました。色々な方がいますので、それに対してしっかりとした対応をしていただければ、問題が起こらずにいると思います。
笹生部長	富津市に顧問弁護士はいますか。
小坂委員	市にはおります。
笹生部長	何かあったら、その方をお願いするような対応も考えていますか。先ほどのモンスターペアレントについてです。
小坂委員	教育委員会ないし学校当事者、あるいは市として問題提起などが起こった場合には、顧問弁護士に相談をしております。
笹生部長	今までお願いした事は無いのですか。
岡根教育長	今年はありませんが、過去にあるとは思いますが。
小坂委員	難しいのは、学校や市役所を相手取られて係争になっている場合には、もちろん顧問弁護士が出てくるわけですが、相談窓口として機能しています。保護者同士のトラブル等に対して、行政が行っているのは、例えば月1回の相談窓口くらいです。
岡根教育長	では、最近学校で困っているような事案はなかったのですか。
小坂委員	私は3年になりますが、そのような事は無かったです。
岡根教育長	学校からの訴えもありませんでしたか。
小坂委員	先日、教育長会議の中で報告をしましたが、学校を中心とした法律相談のようなものが行える組織が必要だろうと。南房総教育事務所管内でも、色々な所から意見が出ていました。やはり、そういった悩みを持っている教育委員会が結構あるのだと感じました。どこを聞いても、そのような問題があると。ただ、それに対して相談をしてくれる弁護士のよ

	<p>うな規約がないので、例えば、南房総教育事務所管内で聞けるような所があると良いのかなと思います。市がそのような相談を何とか出来ると良いと思います。顧問弁護士も相談の仕方については十分に出来るのかなと思います。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>今回、重大事態におけるということで、市長の再調査なども挙げられてきていますが、そこに至る前に、学校に申し立てが行われた時に第三者を入れて、毅然として対応出来るような体制を富津市も早急に作った方が良いと私は考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>第三者を入れてというのは、どのような人材を入れて対応していくのか、少しイメージが付きませんが。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>これに書いてありませんか。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>第三者委員会というのは、重大事態といじめとの関連や再発防止に向けての施策について意見を出すというのが趣旨になります。そのため、いわゆるモンスターペアレントの対応のために第三者委員会を開くという事では無いので、第三者と言われる人が、例えば医者であったり弁護士であったりカウンセラーのような人たちが、いじめ防止といじめと事案の因果関係はどうだったのか、再発防止策についての的確なのかといった事について諮問をするものになります。学校運営の相談窓口となると、第三者では無く顧問弁護士といった法律の専門家が一番良いのかと思います。</p>
<p>小坂委員</p>	<p>このようなご時世ですから、子供や先生を守るためにも、富津市もなるべく早くそのような体制が取れるようになれば良いと思います。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>わかりました。その他ございませんか。はい、公民館長。</p>
<p>渡邊館長</p>	<p>はい。公民館より、旧第二庁舎解体工事が完了したことを報告いたします。机上に置かせていただきました写真のとおり工事は完了しましたが、地面を養生させる必要があるため12月末までは、バリケードにて進入禁止となります。年明けにはバリケードを外し、駐車場用地として利用していきたいと考えております。以上です。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。この件につきましてはよろしいでしょうか。それでは、教育総務課お願いします。</p>

<b>重城部長</b>	はい。次回の教育委員会定例会の日程について申し上げます。1月31日木曜日午後2時から401会議室にて開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。
<b>岡根教育長</b>	はい。ありがとうございました。以上を持ちまして12月教育委員会定例会議を終了します。